

【徳島県】【徳島労働局ハローワーク徳島】

生活保護受給者の就労促進を図るため役場への巡回相談を実施

【課題・目的】

求職意欲の低い就労支援対象者に対して、効果的な就労相談、求職支援を実施するため、ハローワークの担当者が定期的に巡回相談を実施し、県・町担当者と連携して職業相談へ誘導することにより、求職意欲の喚起を図り、自立への援助を行う。

【実施概要】

「福祉から就労」支援事業(現・生活保護受給者等就労自立促進授業)に基づく事業として、徳島地域生活福祉・就労支援協議会の承認のもとに、平成24年6月より実施している。

原則として毎月5日(町における生活保護費支給日)にハローワークの担当者が訪問。現地には町(生活保護担当)、徳島県東部保健福祉局(保護受給者への生活・就労指導を担当)の職員が同席して、保護費の現金支給を希望している町民のうち「就労指導の結果、職業相談が有効」と、福祉局職員が判断した対象者をその場で巡回相談に誘導し、就労相談を行っている。

【役割分担】

【徳島県】

支援対象者の選定・職業相談への誘導

【ハローワーク】

定期的に役場を訪問し、町担当者との連携のもとに就労意欲の喚起、職業相談を実施

【効果】

就労相談、積極的な求人情報の提供による、就労意欲の喚起に繋がり、複数の事業所への紹介の後、自立に至る事例がみられる。

<徳島県コメント>

予約をとらず、扶助支給の機会をとらえて実施しているため、不特定多数の受給者に働きかけることができ、求職意欲の向上に繋がっている。

<労働局コメント>

関係者が一堂に会し、情報を共有し、問題点の把握することで、対象者に応じた支援につなげることができている。